

市立根室病院医療事故等公表基準

1. 公表の目的

市立根室病院（以下「当院」という。）において発生した医療事故等について、市民に対して適切な情報を提供することにより、医療の透明性を高めるとともに、市民が信頼し安心して医療を受けられる環境づくりと安全管理体制の向上を図るため、当院における医療事故等の公表基準を定める。

2. 公表の決定

- (1) 病院長は、公表基準に基づき医療事故等の公表について決定する。
- (2) 医療事故の公表にあたっては、院内に設置する医療事故調査委員会における審議結果を踏まえるものとする。

3. 医療事故のレベル及び公表基準

医療事故の発生により生じた影響の大きさに応じて、そのレベル及び公表基準を以下のとおり定める。

医療事故 のレベル	傷害の 継続性	傷 害 の程度	傷害の内容	公表基準	
				過失あり	過失なし
レベル 0	－	－	エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが患者には実施されなかった	包括的公表	包括的公表
レベル 1	なし	－	患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）	包括的公表	包括的公表
レベル 2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性が生じた）	包括的公表	包括的公表
レベル 3 a	一過性	中等度	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）	包括的公表	包括的公表
レベル 3 b	永続的	高度	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）	包括的公表	包括的公表
レベル 4 a	永続的	軽度 ～中等度	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない	包括的公表	包括的公表
レベル 4 b	永続的	中等度 ～高度	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う	個別公表	包括的公表
レベル 5	死亡	－	死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）	個別公表	包括的公表

4. 公表の区分等

公表にあたっては、次の区分等に準じて行うものとする。

区分等	個別公表	包括的公表
公表対象	・過失のある医療事故であって、患者が死亡、若しくは重大な障害が残った事案	・前年度中に発生したすべての医療事故で個別公表以外の事案
公表内容	・当該医療事故が発生した日時、場所、患者の年齢、性別、状況、原因を公表する	・レベル別及び事故内容別の医療事故件数を公表する
患者又は家族の意思確認	・患者又は家族に対し、公表に関する十分な説明を行い、書面により同意を得る	・患者及び家族の同意は、不要とするが、個人の特定につながる具体的な情報は含めない
公表方法	・報道機関及び病院ホームページへの公表	・病院ホームページへの公表
公表時期	・患者又は家族の同意を得た後、速やかに公表	・毎年5月に公表

5. 公表にあたっての留意事項

「個別公表」にあたっては、個人情報の取扱いに配慮し、事前に公表の内容、時期、方法等を患者又は家族に十分に説明のうえ、書面による同意を得るものとする。また、「包括的公表」にあたっては、レベル別及び事故内容別の件数を公表するものとする。

なお、いずれの公表においても、その内容から当該医療事故に関わった患者及び医療従事者が特定・識別されないよう十分配慮するものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。